

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第15号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則  
香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設（コールセンターを除く。） <u>次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</u></p> <p><u>ア 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。</u></p> <p><u>イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者のうち県内の高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了したものの数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者のうち県内の高等学校等を卒業し、又は修了したものの数の平均が5人以上であること。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場及び試験研究施設にあっては業務開始後1年以内に、情報処理関連施設及び観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設（コールセンターを除く。） <u>助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、<u>試験研究施設及び情報処理関連施設（コールセンターを除く。）</u>にあっては業務開始後1年以内に、<u>情報処理関連施設（コールセンターに限る。）</u>及び観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

## 別表（第12条関係）

## 1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県又は県土地開発公社の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（特定分野工場にあっては、 <u>100分の15</u> ）を乗じて得た額 (2) 略
2 その他の場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（特定分野工場にあっては、 <u>100分の15</u> ）を乗じて得た額 (2) 略

## 備考

1 この表において「特定分野工場」とは、エネルギー関連分野（太陽電池、燃料電池、二次電池等の環境にやさしいクリーンエネルギー創出・貯留製品、LED照明等の地球温暖化対策に資する製品を製造する事業その他これに類する事業をいう。）、ロボット・航空・宇宙関連分野（産業用ロボット、サービス・生活支援ロボット等を製造する事業、航空・宇宙関連製品を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）及び食品・バイオテクノロジー関連分野（食料品、飲料等を製造する事業、バイオテクノロジーを応用した医薬品、化成品等を製造する事業、バイオテクノロジーを利用した機器を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）の工場をいう。

## 別表（第12条関係）

## 1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県又は県土地開発公社の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（特定分野工場にあっては、 <u>100分の12</u> ）を乗じて得た額 (2) 略
2 その他の場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（特定分野工場にあっては、 <u>100分の12</u> ）を乗じて得た額 (2) 略

## 備考

1 この表において「特定分野工場」とは、環境関連分野（廃棄物処理・リサイクル装置を製造する事業、環境浄化・環境保全装置を製造する事業、環境調和型製品を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）、医療・福祉関連分野（在宅医療関連機器を製造する事業、高度医療機器を製造する事業、福祉用具を製造する事業、健康機器を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）、情報通信関連分野（情報通信機器を製造する事業、情報通信機器製造装置を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）、バイオテクノロジー関連分野（バイオテクノロジーを応用した食品、医薬品、化成品等を製造する事業、バイオテクノロジーを利用した機器を製造する事業、バイオテクノロジーを利用するための解析・分析装置を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）及びナノテクノロジー関連分野（ナ

2 略

2 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア コールセンター以外の情報処理関連施設

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。）に100分の10を乗じて得た額 (2) 事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額（第4条第3号アに該当する場合にあっては上限2,000万円、同号イに該当する場合にあっては上限1,000万円） (3) 通信機器賃借料（知事の認めるものに限る。）の年額の2分の1に相当する額（第4条第3号アに該当する場合にあっては上限2,000万円、同号イに該当する場合にあっては上限1,000万円） (4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在职者数の平均のいずれか少ない方の人数に50万円を乗じて得た額から500万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）
2 業務の開始の日から2年及び3年を経過した場合	事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額（第4条第3号アに該当する場合にあっては上限2,000万円、同号イに該当する場合にあっては上限1,000万円）

イ 略

ノテクノロジーを応用した電子・情報分野の製造業、ナノテクノロジーを応用したバイオ・医療分野の製造業、ナノテクノロジーを応用したマテリアル・機械分野の製造業その他これらに類する事業をいう。）の工場をいう。

2 略

2 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア コールセンター以外の情報処理関連施設

算 定 額
土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10を乗じて得た額

イ 略

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 改正後の第4条第3号、第14条並びに別表1の表及び3の表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定による申請を行った企業について適用する。
- 3 改正前の香川県企業誘致条例施行規則第4条第3号、第14条並びに別表1の表及び3の表の規定は、施行日前に行われた条例第3条第3項の規定による申請に係る指定及び助成金の額の算定については、なおその効力を有する。